

R7-8 シーズン

遊漁者による船舶を用いたビワマス釣りの 承認制について (プレジャーボート使用者用手続概要)

琵琶湖で引縄釣および引縄釣以外のビワマスを目的とした船舶を用いた釣漁法を行う遊漁者の方は、琵琶湖海区漁業調整委員会の承認が必要です。

■ 承認制の目的

琵琶湖では、ビワマスを目的とした遊漁者が増加していることから、平成 25 年 12 月から承認制を導入しています。

この承認制は、現在のビワマス資源を維持すること等を目的としていたとともに、ビワマスを利用する漁業と利用調整を図るうえで大切な仕組みとなっています。

皆様の御理解、御協力をよろしくお願いします。

❗ 承認数は 1,171 人以内とします。承認定数を超える申請があった場合は、抽選により承認者を決定します。

❗ 承認は先着順ではありません。受付期間内に受理した申請は、すべて抽選の対象となります。

■ 承認期間および承認数など

プレジャーボート使用者※

遊漁期間：令和 7 年 12 月 1 日 ～ 令和 8 年 6 月 30 日

承認数：1,171 人以内

釣法の限定：竿を使用しない引縄釣の禁止

使用できる釣針の個数と種類：竿 1 本につき 1 個（シングルフックのみ）

同時に使用できる竿の本数：承認 1 件当たり 2 本以内

保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数：承認 1 件につき 1 日当たり 5 尾まで

※プレジャーボート使用者とは、自己が使用権限を持つ船舶、または使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶を使用する者、およびその同乗者。

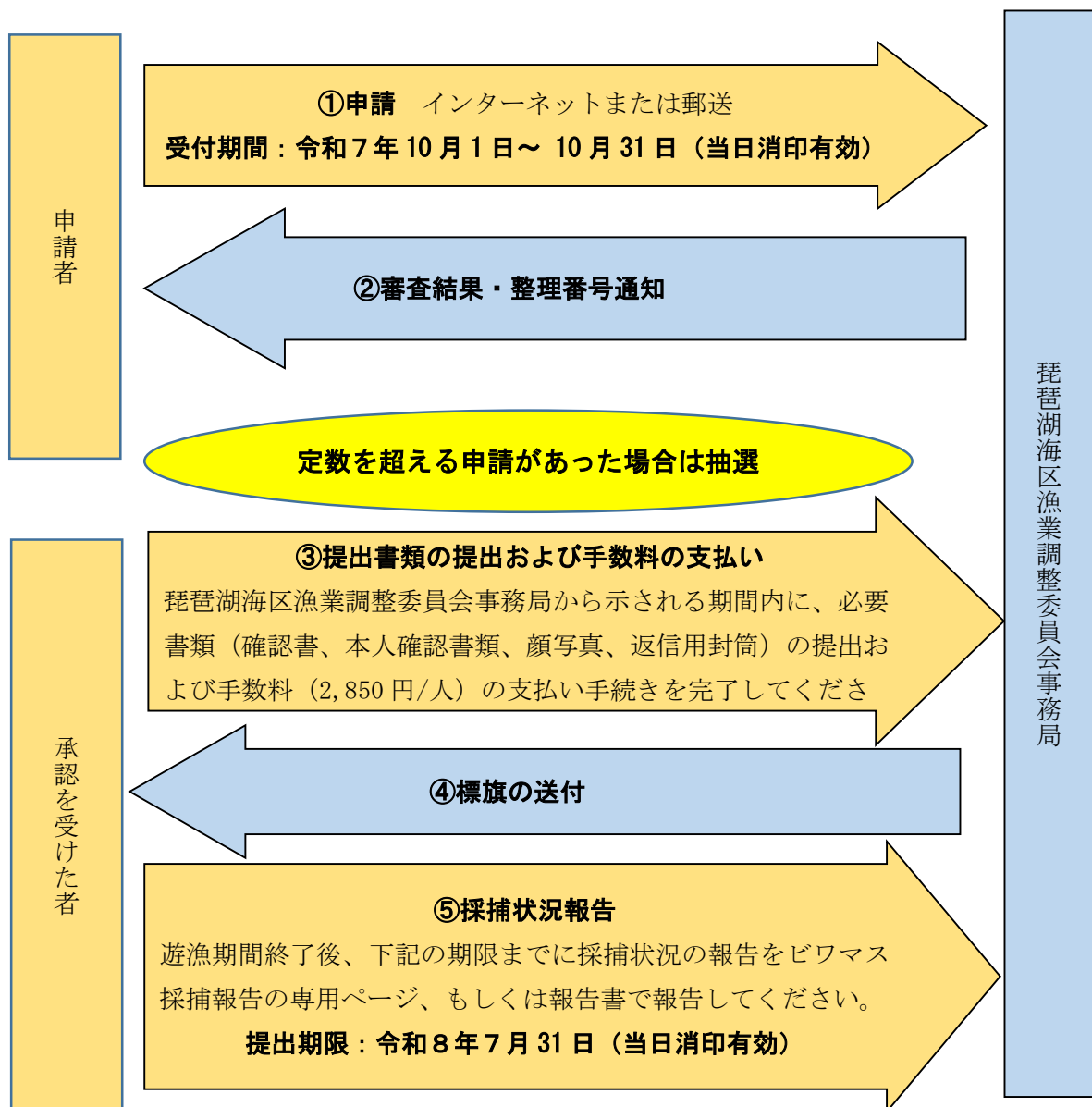
（例）自身の船、友人の船、レンタルボートを使用する者など。

■ 申請受付期間(先着順ではありません)

令和7年10月1日(水)から 10月31日(金)まで

- ・ 受付期間前の申請は受理しません。
- ・ 申請はインターネット(しがネット受付サービス)による電子申請とします。
- ・ 電子申請ができない場合のみ、郵送での申請を受け付けます。(郵送の場合は消印有効。)
- ・ 締め切りを過ぎた申請は受付できませんので、申請者の責任において受付期間内に提出してください。

※ 承認を受けた遊漁船業者の船(ガイド船)のみを利用する場合、申請は不要です。



■ 申請の手続き

1. インターネットによる申請

- ・しがネット受付サービスに専用サイトを開設します。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/7946700063677237607>

- ・申請受付は、令和 7 年 10 月 1 日午前 10 時から開始する予定です。



2. 郵送による申請

- ・下記の全ての書類（ア～ウ）を事務局あて送付してください。

ア 申請書（様式第 1 号）

※ プレジャーボート使用者は引縄釣等を行う者ごとに申請が必要です。

イ 返信用封筒（長形 3 号、120mm×235mm ）※ 申請者の宛名宛先を記載する。

ウ 110 円分の切手 ※ 返信用封筒に貼付しておく。

■ 承認のながれ

1. 審査

琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下、事務局）が承認基準に沿って審査します。**承認基準に満たない者の申請は受理しません。**また郵送の場合、申請受付期間以降に届いた申請書や受付期間内に全ての書類（ア～ウ）が整わなかった申請書は審査の対象とはなりません。

承認基準[プレジャーボート使用者]

申請時において次のいずれの条件も満たすものとします。

- ① 漁業に関係する法令※の違反が確認されていない者
- ② 令和 2 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 9 号、第 10 号および令和 6 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号に従わなかったことが確認されていない者
- ③ 前年に承認を受けた者のうち標旗および採捕状況報告書を期限内に提出した者もしくは前年に未承認であった者
- ④ 外国人漁業の規制に関する法律第 3 条に定める者に該当しない者
- ⑤ 自らが単独で竿を操作することに同意する者

※ 漁業に関係する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す

2. 申請受理の通知

- ・申請を受理した場合は、電子申請の場合はメール、郵送での申請の場合は返信用封筒を使用して申請者ごとに審査結果と整理番号を通知します。
- ・審査結果、整理番号の通知は、申請受付期間終了後を予定しています。

3. 承認の決定

- ・申請受理数が 1,171 件以下の場合：申請を受理したすべての者を承認
- ・申請受理数が 1,171 件を超えた場合：抽選により決定

4. 抽選の方法

①抽選の対象となった申請者の整理番号に対して、エクセルの RAND 関数により乱数を発生させる。

②整理番号ごとに発生させた乱数の値が大きい順番に、承認定数までの申請者を承認する。
※抽選となる場合は、申請締め切り後にホームページでお知らせします。

※抽選の結果については、承認が決定した者の整理番号をホームページに掲載します。

※未成年の方に承認が決定した場合には、事務局から確認の連絡をする場合があります。

5. 補充抽選の実施

- ・ 4 により承認を受けた者が、以下に記載する承認決定後の手続きを行わなかった場合、手続きが行われなかった件数を上限に、補充抽選を実施します。
- ・ 補充抽選の対象は、令和 7 年 10 月 31 日までに申請手続きを行い、初回の抽選に落ちた方のみを対象とします。
- ・ 抽選方法は、「4. 抽選の方法」と同様のものとします。
- ・ 補充抽選を実施する場合、実施時期は 12 月以降となる予定ですので、あらかじめご了承ください。

■ 承認決定後の手続き

抽選の結果および手続きに関する案内については、ホームページに掲載します。

1. 標旗の交付に必要な書類の提出および手数料の支払い

①必要な書類

承認が決定した者（以下、承認者）は、下記の全ての提出書類（ア～エ）を事務局へ提出してください。提出にかかる費用は申請者の負担となります。

提出する際には、複数名をまとめて送付せずに、承認者ごとに提出するようにしてください。

標旗交付申請の締め切り：事務局から示される期日まで（当日消印有効）

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意願います。

また、郵便料金不足で提出書類が事務局に配達された場合には受け取らず、郵便局へ送り返しますので御注意願います。

ア 確認書（9 ページ目に掲載）

※ 必ず整理番号を記入してください。

イ 本人確認書類

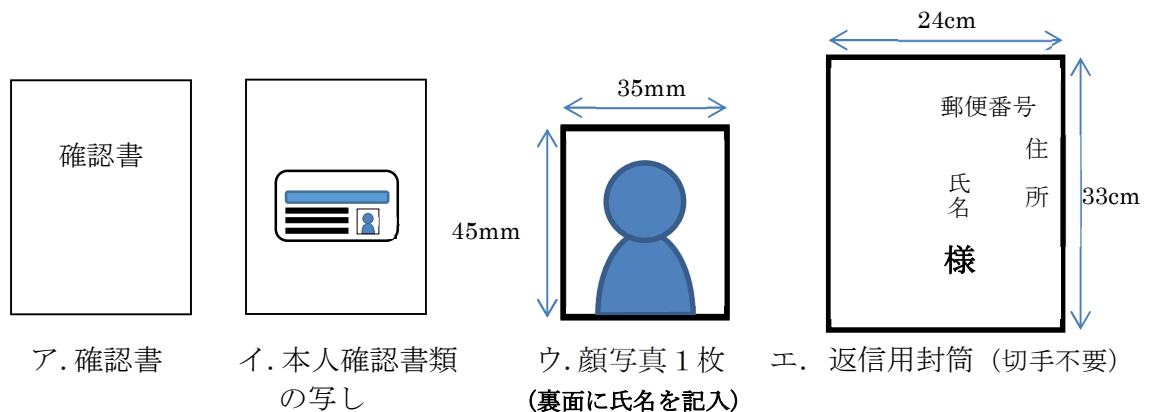
※ 運転免許証の写しなど、申請者本人の住所・氏名を証明できるものの写し。

ウ 顔写真 1 枚

- ※ 縦 45mm×横 35mm、申請者本人のみを写したもの、正面・無帽・無背景であること、鮮明であるもの、6 か月以内に撮影したもの
- ※ 写真の裏面に申請者の名前を記載する

エ 返信用封筒（角形 2 号、縦 33cm×横 24cm）※切手不要

- ※ 申請者の宛名宛先を記載する（承認申請時と同じ宛名宛先を記入してください）
- ※ 複数人分をまとめた送付には対応いたしかねます。承認された方ごとに返信用封筒をご用意くださいますようお願いいたします。



これらを封筒に入れて、事務局へ提出

本人確認書類および顔写真は事務局が保管し、承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。

提出先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
問い合わせ 電話：077-528-3872

②手数料の支払い

承認者は、事務局から示された支払い手続きの案内をご確認いただき、交付手続き期間内に標旗交付に必要な手数料 2,850 円（承認 1 件あたり）をお支払いください。

支払い手続きの締め切り：事務局から示される期日まで

2. 承認者への標旗の送付

指定された期間内に必要書類の提出および手数料の支払い手続きを完了された場合、送付いただいた返信用封筒（住所および宛名が記入されたもの）に標旗およびその他の案内をお送りいたします。なお、標旗は承認の証となりますので、紛失などされないよう十分にご注意ください。また、受付開始直後は申請が集中することが予想されるため、承認発送作業に時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

3. 採捕状況報告

承認者は遊漁の終了後、以下①、②のいずれかの方法により採捕状況を報告してください。

① **ビワマス遊漁採捕報告の専用ページを利用した採捕状況報告**

※採捕報告の専用ページを開設します。承認者には専用ページの URL、ログイン ID、パスワードをお知らせします。専用ページでの採捕報告は釣行毎に可能です。積極的に御利用いただき迅速な採捕状況の把握に御協力ください。

② **採捕状況報告書（様式第3号）への記入、郵送**

報告期限：令和8年7月31日まで（郵送の場合は当日消印有効）

報告期限までに報告がなかった方は、R8-9 シーズンの承認を行いません。必ず期限までに報告をお願い致します。

■ 承認者が守るべきルール

- ・令和8年7月1日以降はプレジャーボートでの引縄釣等を行わない。
- ・釣行中は必ず船舶に標旗を掲げる。
- ・竿を使用しない引縄釣は行わない。
- ・竿数は1承認当たり2本以内とする。
- ・釣針の数は竿1本につき1個（シングルフック）。
- ・全長30cm以下のビワマスは採捕しない。
- ・保持（キープ）および持ち帰るビワマスは1承認1日あたり5尾以内とする。
- ・漁労中の他船から1kmの範囲内および敷設された漁具から300mの範囲内で引縄釣等を行わない。

■ 漁具被害の防止

刺網などの漁具に、ビワマス釣りの仕掛けが引っ掛かり漁具が破損する被害が多数報告されています。この承認制度は漁業との調整の上で成り立っています。漁具の近くでは引縄釣等を行わないでください。

万が一、漁具に仕掛けを引っ掛けてしまった場合に備え、ダウンリガーに承認番号を記載しておくなど、トラブル解決が図れるよう協力をお願いします。現に引っ掛けた場合は無理に引っ張らずに仕掛けを切り、引っ掛けた日時、場所、その他の状況を滋賀県水産課（077-528-3872）に連絡してください（平日8:30-17:15）。

■ 他人名義の使用、承認証および標旗の貸借の禁止

他人名義での申請はできませんので、必ず採捕をされる本人が申請してください。また、標旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での申請や標旗の貸借を確認した場合は、承認を取り消すことがあります。

また、標旗の貸借が確認された場合、確認した次のシーズンの承認を行わない場合がありますので、くれぐれも他人名義での申請や標旗の貸借をしないでください。

■ 標旗（承認旗）の取扱いについて

採捕行為中は使用船舶に標旗を掲揚することと委員会指示で定められていますので、**必ず掲揚してください。**

○釣行時は**人数分の標旗をよく見える所に**掲揚してください。

○委員会指示に従わない場合は、**承認の取消し、次回の承認をしない**措置をとることがあります。

○標旗を紛失される方が多いので、取扱いには十分注意してください。

様式第1号（プレジャーボート使用者用）

引縄釣等承認申請書
（プレジャーボート使用者用）

年
月
日

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒			
住 所				
ふりがな				
氏 名				
年 齢				
電話番号				
E - mail				
R6-7 シーズン承認	あり	なし	(いずれかに○)	

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいので申請します。

なお、申請にあたり、令和7年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号の規定に基づく承認の申請手続き、承認基準およびその他必要な事項のうち、『3 承認基準』（1）⑤に定められている事項について同意いたします。

記

- 1 使用する船の形態（アまたはイを選択してください。複数選択可。友人等の船の場合はアを選択してください。）

ア 個人所有の船

イ 貸船業者の船

ウ 未定

- 2 採捕計画

引縄釣等を行う予定の月（遊漁期間）（該当の月に○、複数の月でも回答可。）

R7 12月	R8 1月	2月	3月	4月	5月	6月

（事務局使用欄）記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備 考

確 認 書

(プレジャーボート使用者用)

令和 7 年 9 月 30 日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

記

- 1 令和 7 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項 3（1）に定める、いずれの承認基準も満たしています。
- 2 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 3 採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。
- 4 採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。
- 5 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 6 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 7 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記のことに反した場合は、承認および標旗を返納します。

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

年 月 日

整理番号

住所

氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます